

昭和 32 年

分 類	款	項	目	節
	A	6	2	0
保 存	永 年 保 存		昭和 年 月まで保存	

件 名

議 会 定 例 会 々 議 録

02 冊 の 2 号

議 会 課

昭和 32 年

うう

款

A

項

6

目

2

節

0

件

名

議会
会
臨時
例
会
ニ
議
録

カ2 冊の 2 号

昭和 年

永年

まで 保存

登録番号

第

号

議会 課

(保存文書背表紙)

甲

昭和三十三年四月二十八日

才三田福生町議会議臨時會々議錄

福生町議會

才三田福生町議会臨時会々議録

一昭和三十三年四月二十八日才三田福生町議会臨時会々福生町役場に招集した
一出席した議員は次の通りである

才一番	田村利一	才二番	渡井	明才三番	中田虎造
才四番	瀬古清造	才五番	村尾四郎	才六番	木泉薫
才七番	中森与一	才八番	西村光人	才九番	石川信義
才十番	森田幸造	才十一番	山下幸三	才十二番	森田誠重
才十三番	並木	才十四番	清水与市	才十五番	井上頼太郎
才十六番	設楽美知	才十七番	石川常太郎	才十八番	村尾經吉
才十九番	飯野富十郎	才二十番	森田武一	才二十一番	田村祐一
才二十二番	高橋三郎	才二十三番	大久保一郎	才二十四番	高橋多市

才自治法才百二十条の規定により、会議事件説明のため出席した者は次の通り

あま

町 長 秋山誠一 助 役 川窪金吉 収入役 川辺堅一

總務課長 大野 忠一 稅務課長 貫井 茂代次 民生課長 橋本 孝雄
土木課長 高水 求 産業課長 森田 猛 水道課長 眞田 眞
教育長 橋本 兵五郎

一本会の書記は次の通りである

書記 上野 重勝 書記 田村 忠雄

一 會議事件及び議事日程は次の通りである

日程 オ一 契約締結同意方について

(議案オ三三号)

全 オ二 福生町国民健康保険条例の一部改正について (全 オ四〇号)

全 オ三 福生町稅賦課率収束例の一部改正について (全 オ四一號)

全 オ四 寄附受領について (全 オ四二號)

全 オ五 陳情書及び請願書の受理について (選挙 オ一 号)

全 オ六 福生町選挙管理委員の選挙について (選挙 オ二 号)

全 オ七 福生町議會常任委員会委員の選任について (選挙 オ二 号)

長(田村利一) 午後一時三十五分オ三回臨時会を開会する

議

長(田村利一) 本日の議事日程は先般配布してあるが日程オ四以降は次のように変更するが要議なしか

日程 オ四 寄附受領について

全 オ五 陳情書及び請願書の受理について

全 オ六 福生町選挙管理委員選挙について

全 オ七 福生町議會常任委員会委員選任について

要議なし

長(田村利一) 要議ないので日程を変更することとする

日程 オ一 契約締結同意方について

(議案オ三三号)

議

書

長(田村利一) 本件を上程いたします

書記(上野重勝)

朗

読

町

長(秋山誠一) 議案オ三三号は条例によつて二十万円以上の購入契約については

議會の同意も必要とするので御審議戴きたい。品名はクボタ石綿パイプ

ニセッ本外で金額は八四三、四五〇円、契約先は富士機械株式会社で見積合

せにより最低のものと契約した宜しく町承認願いたい

オ十三番(大久保一郎) 本契約に係るオニ小學校配水管工事で五日市線の踏切を完成しているもので保育園に水がいついていないようだが見通しはいつか

一町 長(秋山誠一) 二月から鉄道と交渉しており二十日に工事をやる予定であつたがまだ着手してない

水道課長(眞田 眞) 約束は三十日であつたが未だ着手してないのでもう一度催促して町期待に沿うようにいたします

オ十一番(山下幸三) 見積合せは厚生委員会に相談してやっているのか

町 長(秋山誠一) 見積合せとすることについては厚生委員会に諮つたが金額については相談してない、一番安いところにした

一議 長(田村利一) 議案オニ三号について要議ありませんか
要議なし

一議 長(田村利一) 議案オニ三号は要議ないので原案通り決定いたします

日程オニ 福生町国民健康保険条例の一部改正について(議案オ四〇号)

一議 長(田村利一) 本件を上程いたします

一書 記(上野重勝) 朗 読

一町 長(秋山誠一) 議案オ四〇号は国保の条例の一部改正であります

既に当初予算審議の際保険料は決つていたが条例の改正がしてなかったの以上程いたします

オニ三番(大久保一郎) 国保は一般会計から繰出さなくても運営してゆけるのか

町 長(秋山誠一) 現況では一般会計から繰出しがなくて運営できない、国庫補助が増額されれば運営できるので補助の増額に努力する

オ十一番(山下幸三) 国保の状況からみて被保険者の負担が重いかこの点について町長の意見はどうか

町 長(秋山誠一) 今後は法律改正があり十日前頃と思うが何%か増額になると思う、又事務費についても補助を増額しなくてはならないが、できる限り被保険者の負担を増えないで運営してゆきたいと考える

受診者は町内に病院もあり、他町村と比較して多い、国の補助が増えれば

は比較的やり易くなると思う。

一 町 長(森田幸彦) 国へ補助が多くなることと結構であるが国民皆保険と云うことわり町民全体が加入することも必要で、そうなるのは一般会計から支出しても差支えない。保険料、算定の各割合 について説明願いたい。

一 町 長(秋山誠一) 各割合については年度によって異なるので細かい事は資料によつて課長から説明いたさせます。

窓口室収については農家地帯の方は利用率が平均でないから負担がかるように思つたが実施してみると案件頻調に……

一 民生課長(橋本孝雄) 保険料率について説明

固定資産税額が上つてゐることで率を全般に下げたが実質的に変りはない。

一 町 長(大久保一郎) 今後一般会計から支出しないようにして費いたいと云うこと、条例等は予算も組む前に審議してもらいたいと云う事を要望す

る。

一 町 長(秋山誠一) 今後は予算と同時に議決するようになしたい。

一 議 長(田村利一) 議案第四号について異議ありませんか。

異議なし

一 議 長(田村利一) 異議ないので議案第四号は原案通り決定いたします。

日程第三 福生町税賦課率条例の一部改正について (議案 第四号)

一 議 長(田村利一) 本件を上程いたします。

一 書 記(上野重勝) 朗 読

一 町 長(秋山誠一) 議案第四号は賦課率条例の関係であります。自動車、軽自動車税を廃止し替つて軽自動車税を新設し、更にたばこ消費税の税率の引上げによつてそれと予算を計上した次第であります。

これは全国一円に実施になるので原動機付自転車、軽自動車の税額とたばこ消費税の増額分を合せたものと従来の場合と比較すると当町の場合は増収となります。今回は条例の改正だけを行い、後日予算を補正してゆきたい。

一 税務課長(貫井良代次) 今回の地方税法の改正により、町民税については一号条文が加り、自転車、軽自動車税がなくなつて、軽自動車税が加えられた。

軽自動車税の税額については、原動機付自動車は排気量五リットル以下又は定額出力五キロワット以下のもの年額五〇〇円、五リットルを超え五・九リットル以下又は定格出力五・八キロワット以下のもの年額一〇〇〇円、排気量が五・九リットルを超えるもの又は定格出力五・八キロワットを超えるもの年額一、〇〇〇円、軽自動車で農耕用は一、〇〇〇円であるが種数が多く一律にかけられないので研究中でありむしろ償却資産として賦課した方がよい。その他は年額一、五〇〇円、二輪小型自動車年額二、五〇〇円とよっている。これについては随時分として目割課税が認められているが、そのかわり納税義務が途中で消滅した場合が目割還付が加えられた。又申告と同時に標識をつけることとするがそれと同時にその旨を記載した証明書を交付することとする。

たは二消費税にありては税率が百分の九から百分の十一と変更になりこれによつて約七〇円の増進となる。木材引取税の税率の変更について当町に該当はないが条文があるので改正をした。以上の改正の要旨であります。

一オニ番(渡井 明) 駐屯軍関係労務者が当町はこれ等の減免についてどう考えているか。

一町 長(秋山誠一) 当町として可能な範囲で考えているが都の方とも接渉中であります。

一オ十番(森田幸吉) 農耕用のものに対して賦課の方法は如何にするか。

一税務課長(貫井武代次) 耕運機そのものにはかけず、これには償却資産として課税する。道路運送車輛法に該当するものは償却資産として扱うようなので、そうなるのと十円以下は免税となる。

一オ十一番(大久保一郎) 自転車荷車税の滞納分はどのくらいあるか、なるべく早く整理してとりたい。

一税務課長(貫井武代次) 二八万四千四百六十九円あります。滞納分については引續いてまゐりたします。

一議 長(田村利一) 議案オ四一号について異議ありませんか。

異議なし。

一議 長(田村利一) 議案オ四二号は異議ないので原案通り決定いたします。

日程才四 寄附受領について

(議案才四二号)

一議 長(田村利一) 本件と上程いたします。

一書 記(上野重勝) 朗 読

一町 長(秋山誠一) 加美にできたポッポアイス株式会社から水道と使用したいので費用と全額負担するからと云うことで委員会に相談したところ宜しいと云うので寄附と受領することになったもので受領の上給水をお願いいたします。

一才三番(田村祐一) 排水設備が不備のため附近の井戸にさし込んでいると云うがこの点どうであるか。

一助 役(秋山誠一) ポッポアイスの代表者が将来の見通しを聞きにきたが今のところ人家もよく、ユゝ米先に測溝があるから会社のおで善処してもらいたいと云うことで歸った。

一才え番(米泉 薫) ポッポに通ずる本管があるが沿道者に対する給水は可能であるか。

能であるか。

一助 役(川津金吉) 寄附と受領してから給水したい。

一議 長(田村利一) 議案才四二号について要議ありませんか。
要議なし。

一議 長(田村利一) 議案才四二号は要議ないので原案通り決定いたします。

一議 長(田村利一) 十分間休憩いたします。

休 憩 十石二時五十分(午後三時)

一議 長(田村利一) 再開いたします。

日程才五 陳情書、請願書の審議について

長(田村利一) 陳情書及び請願書を審議いたします。

最初に農作物凍害対策に関する請願書の受理について審議いたします。
紹介議員の説明と求めます。

十番(森田幸吉) 近年米未曾有の寒波に襲われ農家としては大きな影

響を受けました。とより農家は現金収入が少いため、貧困な生活をしているとこ

うて受けた被害であり、資金の融資を受けると相当切つめてゆかなくては返済は不可能であり町としても特に協力願いたい。

一 長(田村利一) 建設委員より本委員会の審議経過の説明と願いたい。

一 建設委員長(瀬田清志) 又今の十番議員の説明のように農作物は寒波により全滅の被害を受けております。国としても全面的な援助があると思うが、町としても大いに協力しなければならぬと思う。議会としても一日も早く国からの援助の受けられるよう努力して戴きたい。

一 町 長(秋山誠一) 特に肉東における麦類は被害が大きくこの問題については深刻なものであると思う。都において一日も早く対策を立てられるようにと運動しており、国、都、町においてもそれ／＼の立場から検討して打開策を考えなくてはならないと考えますので議会においても努力を願わなければならぬと考えます。

一 才三士番(田村祐一) 町だけで解決する問題でなく、特別委員会を設けて運動を推進して頂くかどうか。

一 議 長(田村利一) 特別委員会設置の提案がなされたが如何するか。

一 才十一番(山下幸三) 特別委員会の設置については賛成である。但肉休委員会の肩替りではまずいので各地区毎に委員も選出して戴きたい。

一 才三番(大久保一郎) 特別委員会設置は賛成である。尚予算の件うことであるから特別委員会でもよく検討し、又肉休団体とも連繫を密にせられたい。

一 議 長(田村利一) 特別委員会を設置の提案に異議ないか。

異議なし。

一 議 長(田村利一) 特別委員会の設置について如何するか。

一 才三番(中西虎造) 特別委員会は疎密害対策についてのみの委員会か、又は産業面の今後についても考慮された委員会か。

一 町 長(秋山誠一) 今固のように特別の事態に際してのものであるからこれに對する特別委員会といたしたい。

一 才三士番(田村祐一) 今までのやっている利子補給の状況はどうか。

一 町 長(秋山誠一) 小口事業資金は商協等を通じてあり、田用水等については補助がくるまでの間実施している。

一 才十番(森田幸造) 議会内に特別委員会を設置されることは結構であり、更に